

# 事前協議先 (各担当課)

H22.9.1

各条項	協議内容	協議先	電話(所在地)	場所
第6条	建築協定(建築基準法第69条)	まちづくり推進部 建築指導課	0568-85-6328	本庁9階
第7条	敷地面積の基準			
第8条	開発事業区域と道路			
第14条	人にやさしい街づくりの推進に関する条例		0568-85-6324	
第6条	地区計画(都市計画法第12条の5)	まちづくり推進部 都市政策課	0568-85-6268	本庁9階
第9条 第1項	駐車場の台数(駐車場乗入れは、建設部道路課と協議)			
第9条 第4項	春日井市建築物における駐車施設の附置等に関する条例			
第10条	駐輪場(台数及び規模)			
第13条	春日井市都市景観基本計画 春日井市都市景観条例(大規模建築物等)		0568-85-6265	
第29条 第2項	開発事業地の小学校及び中学校区、代表者の照会	教育委員会 学校教育課	0568-85-6442	
第21条 第4項 第2号	公共下水道 (春日井市下水道条例)	上下水道部 業務課 企画経営課 下水建設課	0568-85-6418 0568-85-6347 0568-85-6368	本庁8階
第24条	上水道施設 (春日井市水道事業給水条例)	上下水道部 業務課 企画経営課	0568-85-6419 0568-85-6347	
第11条	春日井市自然環境の保全を推進する条例 (市街化調整区域における造成工事の場合)	建設部 公園緑地課	0568-85-6283	本庁7階
第12条	春日井市緑化の推進に関する条例 春日井市緑化の推進に関する指導要領			
第20条	公園又は緑地の整備 (開発事業区域面積が0.3ha以上の開発行為)			
第15条	交通安全施設等の設置	建設部 道路課	0568-85-6272	本庁7階
第19条	道路の整備 (開発事業区域内に道路を設置する場合等)			
第21条 第2項	春日井市雨水流出抑制に関する基準	建設部 河川排水課	0568-85-6361	
第22条 第1項	春日井市消防水利設置基準	消防本部 消防総務課	0568-85-6381	
第22条 第2項	消防活動用空地等の設置指導基準	消防本部 予防課	0568-85-6383	
第17条	公共輸送の確保 (住宅1,000戸以上の開発行為等)	総務部 交通対策課	0568-85-6051	本庁4階
第31条	春日井市環境基本条例	環境部 環境政策課	0568-85-6216	本庁3階
	春日井市生活環境の保全に関する条例	環境部 環境政策課 環境保全課	0568-85-6216 0568-85-6217	
	春日井市土砂等の埋立て等に関する条例(H22.10.1~)	環境部 環境保全課	0568-85-6217	
第33条	農業用施設・ため池 生産緑地関係	産業部 農政課	0568-85-6239	
第29条 第3項	開発事業地に関係する地元区長及び町内会長の照会	市民生活部 市民活動推進課	0568-85-6617	本庁2階
第25条	ごみステーション設置要綱	環境部 清掃事業所	0568-84-3211 (鷹来町4957-2)	出先機関
第16条	文化財の保全	教育委員会 文化財課	0568-33-1113 (柏原町1-97-1)	